

し。通船の人数は共計するに三名なり。旧年八月十五日、本県より開船し、十六日に台湾府に到り、風炉等の項を収買し、和杯地方へ到りて発売せんことを要む。本年四月二十日、該地より開駕して駛して半洋に到るに、颶風に遇着す。五月初一日、貴国属の八重山に漂到し、該地方官の米水を發給するを蒙る。初二日、該処より開洋す。詎ぞ意わん、又颶風に逢い、十三日、貴轄地方に漂到す等の語あり。即ちに小船を撥して奥武港へ吊進し、米糧・柴水・菜蔬等の件を發給せり」等の情ありて前來せり。

随いで、員役に委して倅橋の船隻を引導せしめ、經に本年五月二十一日に于て中山の泊村地方に解來せり。当に經に例に照らして館に發りて安頓せしめ、稟餼を發給して撫恤養贍す。

査するに、其の船隻は窄小なれば、恐らくは重洋を遠涉し難し。乃ち該船主の倅橋等三名を將て貢船に附搭し閩省に解送するを要す。但だ原船に坐駕して自ら回去を行わんことを懇請するに因り、即ち請う所に随い、其の船隻を將て修葺して堅固ならしめ、併びに羅針・繩索・行糧等の件を給し、遣發して回国せしむ。此れが為に合に就ちに照を給して扱と為さしむべし。

須らく執照に至るべき者なり。  
計開す。

船主の倅橋 水手の孫水・倅留

以上、通船共計するに三名なり。

随帶の物件

一、油滓兩塊 一、風炉八十個  
一、鉄鍋三個

以上、共計するに三件なり。

右の執照は船主倅橋等に付す。此れに准ぜられよ

道光二十四年（一八四四）六月十九日給す

注（一）馬（允中） 一七九八—一八五九年。小祿親方良綱、後に良恭

と改称。首里馬氏（小祿家）十一世。道光十九年十一月から二十七年八月まで三司官（『家譜（三）』五三〇頁）。

## 2-178-18

琉球国中山王尚育より關係当局あて、道光二十四年の進貢使の北京行きの便宜を図られたき旨要請する符文

（道光二十四《一八四四》、□、□）

琉球国中山王尚（育）、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、本爵、叨くも天朝の洪恩に沐し、会典に遵

依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に道光二十四年の貢期に当たり、特に耳目官の毛嘉榮・正議

大夫の鄭元偉・都通事の王邦選等を遣わし、表章を齎捧し、梢役

共に二百を過ぎざるの員名を率領せしめ、海船二隻に坐駕し、常

貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を  
 將て均分して兩船に裝載せしめ、一船の札字第二百八十五号は硫  
 黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を裝運し、一船の  
 札字第二百八十六号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫  
 五百觔を載運し、前みて福建等処承宣布政使司に至つて投納し、  
 起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留し  
 て便ならざるを致すを恐る。合行しく符文を給發すべし。今、王  
 府、札字第二百八十四号半印勘合の符文一道を給して都通事の王  
 邦選等に付し、収執して前去せしむ。如し經過の関津及び沿海の  
 巡哨官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得  
 る母からしめよ。

須らく符文に至るべき者なり。

計開す。

正使耳目官一員 毛嘉榮 人伴一十二名  
 副使正議大夫一員 鄭元偉 人伴一十二名

朝京都通事一員 王邦選 人伴七名

在船都通事二員 毛嘉梧 人伴八名  
 鄭元觀

在船使者四員 葛日茂 向建業 人伴一十六名  
 毛鴻勳 東順法

存留通事一員 魏学賢 人伴六名

在船通事一員 紅丕達 人伴四名

管船火長・直庫四名

<sup>11</sup> 鄭啓明 <sup>12</sup> 永利渡  
<sup>13</sup> 鄭嘉政 <sup>14</sup> 常得順

水梢共(一員名)

右の符文は都通事王邦選等に付す。此れに准ぜられよ

道光二十四年(一八四四) 月 日

注 (1) 毛嘉榮 喜舍場親雲上。道光二十四年の進貢正使。

(2) 鄭元偉 湖城親方(伊計親雲上)。久米村鄭氏。鄭嘉訓の次男。  
 道光二十年、貢期復旧嘆願のため渡清。のち総理唐榮司となる。

(3) 王邦選 一七九一年生まれ。久米村王氏(上運天家)九世。嘉  
 慶十三年冊封の事務の加勢通事となる。同二十二年勤学人と  
 して福州へ赴き、二十五年帰国(『家譜(二)』一一頁)。

(4) 鄭元觀 一七八九〜一八五一年。久米村鄭氏(古波蔵家)十七  
 世。古波蔵親方。鄭嘉訓の長男。道光十三年存留通事、同二十  
 四年進貢都通事、同二十八年進貢副使、正議大夫となる(『家  
 譜(二)』六二九頁)。

(5) 葛日茂 道光二十一年、同二十四年進貢の使者。首里葛氏。

(6) 向建業 道光二十四年進貢の使者。首里向氏。

(7) 毛鴻勳 道光二十四年進貢の使者。首里毛氏。

(8) 東順法 一七九二年生まれ。安仁屋里之子親雲上政輔。首里東  
 氏(津波古家)十二世。道光十一年護送船脇筆者、同二十四年  
 進貢二号船の官舎として中国に赴く。道光年間英語通訳として  
 活躍。

(9) 魏学賢 久米村魏氏。道光十七年江戸上り使節の楽師、同二十  
 四年存留通事となる。

(10) 紅丕達 一七八四年生まれ。久米村紅氏(和宇慶家)十三世。  
 中議大夫。道光二十一年、二十三年久米村総与頭を務める。同

二十四年進貢使節の脇通事となる（『家譜（二）』一三二頁）。

- (11) 鄭啓明 一七九一〜一八五七年。久米村鄭氏（池宮城家）十七世。道光二十四年進貢頭号船総官、同二十七年都通事となる（『家譜（二）』五八六頁）。

- (12) 永利渡 道光二十四年の管船直庫。同二十六年、二十八年にも管船直庫となっている。

- (13) 鄭嘉政 外間里之子親雲上か。咸豊二年、石垣島に漂着した英船の中国人を護送するため、都通事として中国に渡っている（『中山世譜』卷十三）。

- (14) 常得順 道光二十四年の管船直庫。道光二十一年漂着中国人護送船、同二十六年、二十八年にも管船直庫となっている。

2-178-19

琉球国中山王尚育より関係当局あて、道光二十四年の進貢頭号船の福州行き便宜を図られたき旨要請する執照

（道光二十四《一八四四》、□、□）

琉球国中山王尚（育）、進貢の事の為にす。

照らし得たるに、本爵、かたじけな 叨くも天朝の洪恩に沐し、会典に遵依して二年一貢し、欽遵して案に在り。

茲に道光二十四年の貢期に当たり、特に耳目官の毛嘉榮・正議大夫の鄭元偉・都通事の王邦選等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領せしめ、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を

將て均分して両船に装載せしめ、一船の札字第二百八十五号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を装運し、一船の札字第二百八十六号は硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・白剛錫五百觔を載運し、前みて福建等処承宣布政使司に至つて投納し、起送して京に赴き叩きて聖禧を祝らしめんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行しく照を給すべし。此れが為に王府、札字第二百八十五号半印勘合の執照一道を給發して存留通事の魏学賢等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の験実に遇えば、即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す。

正使耳目官一員 毛嘉榮 人伴一十二名

副使正議大夫一員 鄭元偉 人伴一十二名

朝京都通事一員 王邦選 人伴七名

在船都通事一員 毛嘉梧 人伴四名

在船使者二員 葛日茂 向建業 人伴八名

存留通事一員 魏学賢 人伴六名

管船火長・直庫二名 鄭啓明 永利渡

水梢共（員名）

右の執照は存留通事魏学賢等に付す。此れに准ぜられよ